

議第 3 1 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号。以下「標準令」といいます。）の一部改正に伴い、準特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請等に係る審査手数料の額を引き上げるものです。

2 標準令の一部改正の概要

標準令に定める地方公共団体の行う事務に係る手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として 3 年ごとに見直しが行われています。

このうち消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務等について、直近の人件費単価及び物件費の変動や、審査事務の内容が複雑化・高度化していることに伴う審査所要時間の増加等を反映し、標準令に定める手数料の標準額が次の表のとおり改定されました。

【消防法関係抜粋】

(単位：円)

手数料の額の標準が改定されたもの	現行の標準額	改定後の標準額
準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	530,000	570,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	830,000	880,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,010,000	1,070,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,120,000	1,200,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,420,000	1,520,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,660,000	1,780,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,880,000	4,070,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,100,000	5,340,000
同 400,000k1 以上	6,290,000	6,490,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	1,130,000	1,180,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,340,000	1,410,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,500,000	1,580,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,830,000	1,940,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,140,000	2,260,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	4,350,000	4,550,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,570,000	5,820,000
同 400,000k1 以上	6,770,000	7,070,000

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	5,750,000	5,930,000
同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	7,250,000	7,470,000
同 500,000k1 以上	10,700,000	10,900,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（基礎・地盤検査） 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	410,000	420,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	540,000	560,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	700,000	730,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	920,000	960,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,040,000	1,090,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	1,600,000	1,660,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	1,820,000	1,900,000
同 400,000k1 以上	2,030,000	2,120,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査） 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	490,000	530,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	630,000	680,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	990,000	1,030,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,310,000	1,410,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,720,000	1,780,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,320,000	3,430,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	4,060,000	4,190,000
同 400,000k1 以上	4,650,000	4,800,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（岩盤タンク検査） 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	9,100,000	9,320,000
同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	12,400,000	12,600,000
同 500,000k1 以上	17,000,000	17,300,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	310,000	320,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	430,000	460,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	720,000	750,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000	1,020,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,210,000	1,300,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	2,950,000	3,150,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	3,620,000	3,870,000
同 400,000k1 以上	4,170,000	4,460,000
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 400,000k1 未満	2,660,000	2,690,000

同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	3,190,000	3,230,000
同 500,000k1 以上	4,790,000	4,830,000

3 市内の屋外タンク貯蔵所施設数

平成29年12月31日現在

施設区分	施設数
屋外タンク貯蔵所	64
準特定屋外タンク貯蔵所	2
特定屋外タンク貯蔵所	4
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	0
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	0
岩盤タンク	0

【参考】

- ・ **屋外タンク貯蔵所**
屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいいます。
- ・ **準特定屋外タンク貯蔵所**
屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のものをいいます。
- ・ **特定屋外タンク貯蔵所**
屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のものをいいます。
- ・ **浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所**
液体の危険物上に巨大な落とし蓋を浮かべた構造で、その落とし蓋が屋根を兼ねる構造のタンクで、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のものをいいます。
- ・ **浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所**
固定屋根タンクの内部に蓋を浮かべた構造のタンクで、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のものをいいます。
- ・ **岩盤タンク**
地下水面下の岩盤内に横穴（空洞）を掘削し、鋼板などの内張を行わずに壁面を吹き付けコンクリートで覆ったもので、自然又は人工の地下水圧により、漏油・漏気を防止する水封システムを採用した構造のものをいいます。

4 施行期日

平成30年4月1日

5 新旧対照表

現行				改正案							
別表第9（第2条関係） 消防関係				別表第9（第2条関係） 消防関係							
手数料を徴収する事務			手数料の額		手数料を徴収する事務			手数料の額			
			単位	金額				単位	金額		
(略)				(略)							
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(略)				(略)					
		ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	1 件につき		530,000 円	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	1 件につき		570,000 円		
		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下この表において「総務省令」という。)第1条の2で定めるもの)に係る特定屋外タンク貯蔵所(オにお	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき		830,000 円	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下この表において「総務省令」という。)第1条の2で定めるもの)に係る特定屋外タンク貯蔵所(オにお	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき		880,000 円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の	1 件につき		1,010,000 円		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の	1 件につき		1,070,000 円

いて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	もの		
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,120,000円</u>
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,420,000円</u>
	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,660,000円</u>
	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,880,000円</u>

いて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	もの		
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,200,000円</u>
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,520,000円</u>
	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,780,000円</u>
	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>4,070,000円</u>

	のもの		
	(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,100,000円</u>
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,290,000円</u>
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,130,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,340,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最	1件につ	<u>1,500,000円</u>

	のもの		
	(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,340,000円</u>
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,490,000円</u>
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,180,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,410,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最	1件につ	<u>1,580,000円</u>

大数量が 10,000キ ロリット ル以上 50,000キ ロリット ル未満の もの	き	
(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>1,830,000円</u>
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>2,140,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>4,350,000円</u>
(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が	1件 につ き	<u>5,570,000円</u>

大数量が 10,000キ ロリット ル以上 50,000キ ロリット ル未満の もの	き	
(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>1,940,000円</u>
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>2,260,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1件 につ き	<u>4,550,000円</u>
(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が	1件 につ き	<u>5,820,000円</u>

	300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 のもの		
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,770,000円</u>
カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,750,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>7,250,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>10,700,000円</u>
(略)			
(略)			

	300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 のもの		
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>7,070,000円</u>
カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,930,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>7,470,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>10,900,000円</u>
(略)			
(略)			

(略)				
6 法第 11 条の 2 第 1 項及び政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)		
		ウ 基礎・地盤検査	(7) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 410,000 円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 540,000 円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 700,000 円
			(エ) 危険物の貯蔵最	1 件につき 920,000 円

(略)				
6 法第 11 条の 2 第 1 項及び政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)		
		ウ 基礎・地盤検査	(7) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 420,000 円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 560,000 円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 730,000 円
			(エ) 危険物の貯蔵最	1 件につき 960,000 円

大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き	
(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,040,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,600,000円</u>
(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000	1件 につ き	<u>1,820,000円</u>

大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き	
(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,090,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,660,000円</u>
(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000	1件 につ き	<u>1,900,000円</u>

	キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>2,030,000円</u>
エ 溶接部検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>490,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>630,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が	1件につき	<u>990,000円</u>

	キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>2,120,000円</u>
エ 溶接部検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>530,000円</u>
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>680,000円</u>
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が	1件につき	<u>1,030,000円</u>

10,000キ ロリット ル以上 50,000キ ロリット ル未満の 特定屋外 タンク貯 蔵所		
(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,310,000円</u>
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,720,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ	1件 につ き	<u>3,320,000円</u>

10,000キ ロリット ル以上 50,000キ ロリット ル未満の 特定屋外 タンク貯 蔵所		
(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,410,000円</u>
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1件 につ き	<u>1,780,000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ	1件 につ き	<u>3,430,000円</u>

	トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所		
	(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,060,000 円</u>
	(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,650,000 円</u>
オ 岩盤タンク検 査	(ア) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル未満 の屋外タ ンク貯蔵 所	1 件 につ き	<u>9,100,000 円</u>
	(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 500,000	1 件 につ き	<u>12,400,000 円</u>

	トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所		
	(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,190,000 円</u>
	(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,800,000 円</u>
オ 岩盤タンク検 査	(ア) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル未満 の屋外タ ンク貯蔵 所	1 件 につ き	<u>9,320,000 円</u>
	(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 500,000	1 件 につ き	<u>12,600,000 円</u>

			キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所		
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	17,000,000 円
(略)					
7 法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	310,000 円
					430,000 円
					720,000 円

			キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所		
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	17,300,000 円
(略)					
7 法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	320,000 円
					460,000 円
					750,000 円

の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	につき	
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>960,000円</u>
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,210,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	1件につき	<u>2,950,000円</u>

の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	につき	
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,020,000円</u>
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,300,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	1件につき	<u>3,150,000円</u>

	300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所		
	(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>3,620,000 円</u>
	(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,170,000 円</u>
イ 岩盤タンクに 係る特定屋外タ ンク貯蔵所の保 安に関する検査	(ア) 危険物 の貯蔵最 大数量が 1,000 キ ロリッ トル 以 上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>2,660,000 円</u>
	(イ) 危険物 の貯蔵最	1 件 につ	<u>3,190,000 円</u>

	300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所		
	(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>3,870,000 円</u>
	(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,460,000 円</u>
イ 岩盤タンクに 係る特定屋外タ ンク貯蔵所の保 安に関する検査	(ア) 危険物 の貯蔵最 大数量が 1,000 キ ロリッ トル 以 上 400,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>2,690,000 円</u>
	(イ) 危険物 の貯蔵最	1 件 につ	<u>3,230,000 円</u>

		大数量が 400,000 キロリッ トル以上 500,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き	
		(ウ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 500,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,790,000 円</u>
(略)				
(略)				
(略)				

備考 (略)

		大数量が 400,000 キロリッ トル以上 500,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き	
		(ウ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 500,000 キロリッ トル以上 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	<u>4,830,000 円</u>
(略)				
(略)				
(略)				

備考 (略)